

# 看護人材受入体制強化支援事業費補助金交付要綱

令和元年6月26日  
福祉保健部医療政策課

## (趣旨)

第1条 県は、看護人材の安定的な確保を図るため、予算で定めるところにより、医療機関等に対し、院内の教育研修体制の整備及び認定看護師等の研修派遣に関する補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関等 県内において開設される次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であって、病床数が200未満のもの
  - イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
  - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設
  - エ 介護保健法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所
- (2) 院内教育体制整備支援事業 教育計画の作成及びキャリアラダーに対応した研修受講を促進する仕組みを構築するため、認定看護師等の有資格者等を招聘しての研修会や先進医療機関、学会等への職員派遣を行うことをいう。
- (3) 認定看護師等研修派遣支援事業 認定看護師教育課程、専門看護師教育課程又は認定看護管理者教育課程を受講するために所属する看護職員を派遣することをいう。
- (4) 認定看護師 次に掲げる資格を有する者をいう。
  - ア 公益社団法人日本看護協会が定める認定看護師規程（以下「認定看護師規程」という。）に基づき認定された認定看護師の資格
  - イ 一般社団法人日本精神科看護協会が定める精神科認定看護師制度設置規則（以下「精神科認定看護師制度設置規則」という。）に基づき認定された精神科認定看護師の資格
- (5) 専門看護師 公益社団法人日本看護協会が定める専門看護師規程（以下「専門看護師規程」という。）に基づき認定された専門看護師の資格を有する者をいう。
- (6) 認定看護管理者 公益社団法人日本看護協会が定める認定看護管理者規程（以下「認定看護管理者規程」という。）に基づき認定された認定看護管理者の資格を有する者をいう。
- (7) 認定看護師教育課程 認定看護師の育成を目的とした次に掲げる教育機関における認定看護分野ごとの認定看護師教育課程をいう。
  - ア 認定看護師規程に基づき認定された認定看護師教育機関
  - イ 精神科認定看護師制度設置規則に基づき選定された精神科認定看護師教育機関
- (8) 専門看護師教育課程 専門看護師規程に基づき認定された教育機関による専門看護師の育成を目的とした専門看護領域ごとの専門看護師教育課程をいう。
- (9) 認定看護管理者教育課程 認定看護管理者の育成を目的とした認定看護管理者規程に基づき認定された教育機関におけるファーストレベル、セカンドレベル及びサードレベルの認定看護管

理者教育課程をいう。

### (補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 第1条の補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

### (申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書は別記様式第1号によるものとし、同条第2号の収支予算書は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第3条第4号及び補助に際しての制限に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条及び規則第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 本補助金の交付を受けて認定看護師、専門看護師若しくは認定看護管理者、認定看護管理者教育課程の資格を取得した看護職員に対して、県又は他の医療機関等から、研修会講師等の技術

指導の実施や活動事例の発表等について要請があった場合には、当該看護職員を派遣するよう努めなければならないこと。

- (4) 次の事項に該当する場合には、交付を受けた補助金を、県に返還しなければならないこと。
- ア 本補助金の交付を受けて認定看護師教育課程、専門看護師教育課程又は認定看護管理者教育課程に派遣した看護職員が、これらの教育課程等を修了しなかった場合（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く。）
  - イ 本補助金の交付を受けて認定看護師教育課程又は専門看護師教育課程を修了した看護職員が、当該教育課程を修了した年度の翌々年度末までに認定看護師又は専門看護師の資格を取得しなかった場合（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く。）
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

#### (申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

#### (軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20%以内の増減

#### (計画変更の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (補助金の交付の方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

#### (実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 事業の内容を明らかにする資料、写真等

2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

**(書類の提出部数等)**

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行し、令和元年度の予算に係る看護人材受入体制強化支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る看護人材受入体制強化支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る看護人材受入体制強化支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る看護人材受入体制強化支援事業費補助金から適用する。

別表（第4条関係）

事業区分	対象経費	補助率	補助に際しての制限
1 院内教育体制整備支援事業	院内の教育研修体制の整備に要する次の経費 謝金、旅費、研修等参加費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費）、役務費（通信運搬費）	2分の1以内（ただし、50万円を上限とする。）	初めて実施する場合に補助対象とする。
2 認定看護師等研修派遣支援事業	認定看護師等の研修派遣に要する次の経費 入学検定料、入学料、授業料、旅費、住居費、需用費（消耗品費、図書購入費）	3分の1以内（ただし、1名に対し50万円を上限とする。）	当該補助事業を活用して認定看護師等の研修に派遣できる人数は1医療機関等あたり3名までとする。

別記

様式第1号（第6条、第12条、規則第3条及び第14条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

（1）事業の内容

① 院内教育体制整備支援事業

内 容	開催時期	備 考

② 認定看護師等研修派遣支援事業

派遣職員名	
所属	
派遣先機関	
派遣する教育課程等	
派遣期間	
派遣後の配置・活用 計画	
備考	

(2) 経費の配分

(単位：円)

区 分	補助対象経費	負担区分		備 考
		県	その他	
院内教育体制整備支援事業				
認定看護師等研修施設支援事業				
合 計				

3 事業完了（予定）年月日

様式第2号（第6条、第12条、規則第3条及び第14条関係）

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

1 収入の部

区分	予算額	決算額	備考
	円	円	
県補助金			
医療機関等負担分			
計			

2 支出の部

区分	予算額	決算額	備考
	円	円	
院内教育体制整備支援事業			
謝金			
旅費			
研修等参加費			
需用費			
消耗品費			
印刷製本費			
図書購入費			
役務費			
通信運搬費			
院内教育体制整備支援事業小計			
認定看護師等研修派遣支援事業			
入学検定料			
入学料			
授業料			
旅費			
住居費			
需用費			
消耗品費			
図書購入費			
認定看護師等研修派遣支援事業小計			
合 計			



年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所  
法 人 名  
代 表 者 名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号： \_\_\_\_\_

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

法 人 名

代表者名

誓 約 書

私は、 年度看護人材受入体制強化支援事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

院内教育体制整備支援事業は初めて実施するものです。

認定看護師等研修派遣支援事業について、当該補助金を活用しての派遣人数は、今回の申請を含め合計（ 1人 ・ 2人 ・ 3人 ） です。

※該当する人数に○をつけてください

様式第 5 号（第 12 条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名  
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定のあった看護人材受入体制強化支援事業費補助金について、看護人材受入体制強化支援事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の<br>確定額（ 年 月 日付け第 号による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額                  | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2）  | 金 | 円 |

(注) 積算の内訳が分かる資料を添付すること。